様式第３号（第７条関係）

小野町指令地第　号

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　様

**小野町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書**

　平成　年　月　日付けで交付申請のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、小野町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第７条の規定により、下記の条件を付して交付します。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　小野町長

記

１．交付金額　　　　　金　　　　　　　　　　円

２．交付条件等

　　補助対象者は、平成　年　月　日までに補助事業を完了しなければならない。

　　補助対象者は、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あら

かじめ町長に届け出て、その承認を受けなければならない。

３．承認事項等

（１）補助対象者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

　　ア　補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

（２）補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由、その他必要な事項を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

４．状況報告

　　補助対象者は、補助事業の遂行状況に関し、町長の要求があったときは、直ちに町長に報告しなければならない。

５．実績報告

　　補助対象者は、補助金に係る事業完了後３０日以内（第７条第１項の規定により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理してから１ヶ月以内）又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

６．補助金の確定等

町長が、５の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が　補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。

７．補助金の交付等

　　補助金は、６の規定による補助金の額の確定後、速やかにその金額を交付する。